

意見書

(ディスカバリー制度を利用した海賊版サイト運営者の特定について)

2018年10月10日

知的財産戦略本部

検証・評価・企画委員会

インターネット上の海賊版対策に関する検討会議 御中

弁護士（54期）・カリフォルニア州弁護士 山口 貴 士

東京都千代田区麹町4-7 麹町パークサイドビル3階

リンク総合法律事務所

TEL 03-3515-6681

FAX 03-3515-6682

yama_ben@nifty.com

第1 意見の趣旨

- 1 米国内の CDN（コンテンツ配信ネットワーク）サービスを利用している海賊版サイトについては、ディスカバリー制度を利用することにより、運営者の特定は可能である。
- 2 立法を経ないブロッキングを正当化する緊急避難の補充性の要件は満たされず、ブロッキングを立法する根拠となる立法事実は存在しない。

第2 意見の理由

- 1 特定のためのスキーム
 - (1) 米国の連邦地方裁判所において、任意の漫画家（著作権者）を原告として、被告は氏名不詳者（海賊版サイト運営者）として著作権侵害を理由とする損害賠償請求訴訟を提起する。
 - (2) 訴訟提起後、被告を特定するためのディスカバリーの一環として、CDN（米国内の CDN であれば CloudFlare に限らない）に対し、発信者情報開

示を求めるサピーナ (Subpoena) を発し、違法アップロードサイトの運営者に関する情報の開示を求める。具体的には、「サイト名 **xxxx.com** に対する課金のために作成保存されている一切の書類」の開示を求める。

(3) 違法アップロードサイトの運営者に関する情報の開示が開示された後、訴訟を取り下げる。

(4) なお、海賊版サイトが「生きて」おり、著作権侵害が継続中の場合には、裁判を起こすまでもなく、DMCA サピーナを発する方法により、より簡易な方法による特定が可能である。

2 上記スキームの実践の結果

(1) 概要

本年 6 月 12 日 アメリカで民事訴訟を提訴

同月 15 日 裁判所がクラウドフレア社に対し課金関係資料の提出を求める罰則付召喚令状 (Subpoena=サピーナ。従わない場合、法廷侮辱罪 (Civil Contempt) による民事罰が存在する。) を送付

同月 29 日 Cloudflare 社から資料が届く。この時点で、サーバー契約者の氏名 (ローマ字) や住所、メールアドレス、携帯電話番号、IP アドレス、サーバーレンタル代などが判明するが、マンションの部屋番号が不明であった。より詳細な情報が必要であれば PayPal 子会社に召喚令状を送るよとの記載があり、Paypal 子会社に対するサピーナの用意をする

7 月 10 日 PayPal 子会社に対し、資料の提出を求めるサピーナを送付

同月 16 日 PayPal 子会社からの資料が届く (Cloudflare 以上の情報はなかった。)

8 月 28 日 民事訴訟を取り下げ (いずれも現地時間)

以後は、弁護士会照会、職務上請求等の通常の手法により、運営者 (Cloudflare との契約者) を特定に至る。

(2) 総括

ア 原告となったのは作家本人。

- イ サピーナには強制力があり、日本の裁判所における仮処分決定・判決とは違い、Cloudflare が果たして従うかどうかを心配する必要性はない。
- ウ 訴訟提起から Cloudflare からの情報開示まで17日であり、日本の発信者情報開示請求制度に比べるとスピード感に人力車と新幹線くらいの違いがあり、実効性が高い。なお、今回の経験により、訴状の起案等、訴訟提起までの準備、サピーナの用意に必要な時間はもう少し、短縮可能ではないか。
- エ 当職も、協力してくれたロサンゼルス法律事務所も報酬を得ている。詳細を明かすことは出来ないが、報酬の額は、(非常に残念なことではあるが)億単位ではなく、ゼロが幾つか少ない金額である。海賊版サイトの被害者で頭割りをすればさしたる負担となる金額ではない。なお、これは上記特定のためのスキーム一連の処理を含めた金額であって、サピーナの用意だけの対価ではない。一部に、サピーナの用意のみで数百万円の費用が掛かるとの誤解があるようであるが、否定しておく。
- オ 外国における司法手続きとは言え、合理的な費用負担の範囲で侵害者を探知する方法がある以上、立法を経ないブロッキングを正当化する緊急避難の補充性の要件は満たされず、ブロッキングを立法する根拠となる立法事実は存在しないものとする。なお、上記特定のためのスキームは汎用性のある方法であり、海賊版サイトが Cloudflare 以外の米国内のCDN を利用しても同様に適用できる。

以上